7　法附則第三条の三第四項の規定により法第百九十四条の七第二項第二号の三の規定を読み替えて適用する場合における第三十八条第四項の規定の適用については、同項中「第六十三条の八第一項各号」とあるのは「附則第三条の三第五項各号」と、「第三十九条」とあるのは「第三十八条の二、第三十九条」とする。

8　法附則第三条の三第五項第一号ハに規定する政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

9　法附則第三条の三第五項第二号イに規定する有価証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券又は同項第十一号に規定する外国投資証券　当該受益証券又は外国投資証券の発行者と当該受益証券又は外国投資証券の取得勧誘に応じて当該受益証券又は外国投資証券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該受益証券又は外国投資証券を海外投資家等（法附則第三条の三第六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件とするもの

二　法第二条第二項第六号に掲げる権利　当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を海外投資家等に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているもの

10　法附則第三条の三第五項第二号ロに規定する受益証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、当該受益証券の発行者と当該受益証券の取得勧誘に応じて当該受益証券を取得しようとする者（以下この項において「取得者」という。）との間において、当該取得者が取得した当該受益証券を海外投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件とするものとする。

11　法附則第三条の三第五項第二号ハに規定する権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を海外投資家等に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているものとする。

12　法附則第三条の三第六項第二号に規定する外国投資運用業者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該外国投資運用業者の役員（法附則第三条の三第一項第三号に規定する役員をいう。）

二　当該外国投資運用業者の使用人

三　当該外国投資運用業者の親会社等（第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。）

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

13　附則第七項の規定は、法附則第三条の三第七項において同条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、附則第七項中「第六十三条の八第一項各号」とあるのは「第六十三条の八第一項各号に掲げる行為」と、「附則第三条の三第五項各号」とあるのは「附則第三条の三第七項に規定する行為」と読み替えるものとする。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第七条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第二号中「において準用する会社法」を「（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法」に改め、「（法第二十四条第十項において準用する法第十二条第七項において準用する場合を含む。）」を削り、同項に次の四号を加える。

三　法第三十五条の八第四項

四　法第三十五条の八第七項

五　法第四十一条第三項

六　法第四十一条第七項

第四条の四第一項中「の規定に」を「（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に」に改める。

第五条の七第二項中「又は」を「又は電磁的方法により」に、「発出して」を「発して」に改める。

第七条中「第十一条の三第二項第五号イ」を「第十一条の三第二項第六号イ」に改める。

第十条の二第一項第一号中「第三十五条の八第五項」を「第三十五条の八第八項」に、「及び第四項ただし書」を「、第四項ただし書及び第六項」に改める。

第十一条の三第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者

（金融機関の合併及び転換に関する法律施行令の一部改正）

第八条　金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「承認」を「特例に係る承認の」に改め、同条第一項中「の規定による業務の継続」を削り、「金融庁長官」の下に「（当該吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が労働金庫である場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣。次項において同じ。）」を加え、同項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

第三条第二項中「前項の規定は、」を「第一項の規定は」に、「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「規定による業務の継続」を「承認を受けようとする場合について、前項の規定は同条第五項において準用する同条第四項の規定による同条第五項において準用する同条第三項に規定する計画の変更」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項第三号中「合併」とあるのは、「転換」と読み替えるものとする。

第三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六条第三項に規定する計画につき同項の承認を受けた吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、同条第四項の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情を記載した書面

二　当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三　その他内閣府令で定める書類

第八条中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。

第三十六条第三号中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、同条第五号中「及び第三条第一項」を「の受理並びに第三条第一項及び第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

2　法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第五十一条の二第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の受理は、法第五十一条の二第一項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定により法第五十一条の二第二項各号（法第六十七条において準用する場合を含む。）に掲げる許可を受けたものとみなされる者の主たる営業所又は事務所（次項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

3　法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、法第五十一条の三第一項（法第六十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により法第五十一条の三第一項の表の下欄に掲げる登録を受けたものとみなされる者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第五十一条の三第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第五十一条の二第二項の規定による書類の受理

二　法第五十一条の三第三項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による登録